附則第十五条に次の五項を加える。

45　農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金で政令で定めるもの又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第二項及び第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

46　農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）並びに構築物（以下この項において「機械装置等」という。）で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第三項又は前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

47　令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に水防法第十五条の六第一項の規定により指定された浸水被害軽減地区（以下この項において「浸水被害軽減地区」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48　都市再生特別措置法第四十六条第三項第二号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体（同号に規定する実施主体をいう。）が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に当該一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものにより整備した同号イに規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものの用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

49　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第五号に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる同号に規定する無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に同法第十条第二項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの（同法第二十六条に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）並びに構築物に限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項」に、「第三十二項」を「第三十二項」に改める。

附則第十五条の三中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項並びに第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第六号イの表⑵中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和元年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表⑵中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に改め、同条第八号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十七条の二の見出し中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表の第一号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号の